

自動車損害賠償保障制度に係る 最近の動きについて

国土交通省 自動車局

平成27年6月11日

1. 平成27年度運用益事業について	2
2. 被害者救済対策に係る意見交換会の開催	3-4
①平成26年度における開催概要	
②被害者救済対策の主な取組	
3. 無保険車対策について	5-6
①無保険車対策の主な取組	
②無保険車対策の現状	
4. 政府保障事業の実施状況について	7
5. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況	8
6. 民法の改正について	9
7. 事業用自動車の安全対策について	10-13
①事業用自動車総合安全プラン2009と現状について	
②中間見直し後のプラン2009の主な施策等	
③事業用自動車事故調査委員会について	
④事故防止対策支援推進事業	
【参考】交通事故の発生状況等について	14-15

1. 平成27年度運用益事業について

※主な事業を抜粋。単位未満は四捨五入。

国の運用益事業

被害者保護対策の充実

- 重度後遺障害者に対する介護料支給の充実(介護料支給) (26年度:3,199百万円→27年度:3,265百万円)
- 訪問支援業務実施体制の充実・強化((独)自動車事故対策機構運営費交付金) (26年度:6,893百万円の内数→27年度:6,658百万円の内数)

事故防止対策の充実

- 先進安全自動車(ASV)に対する補助の拡充(事故防止対策支援推進事業) (26年度:1,008百万円の内数→27年度:1,000百万円の内数)
- 自動車アセスメント事業の充実((独)自動車事故対策機構運営費交付金) (26年度:6,893百万円の内数→27年度:6,658百万円の内数)

効率化した事業

- 安全運転推進事業の見直し(安全運転推進事業) (26年度:40百万円→27年度:20百万円)

民間保険会社の運用益事業

被害者救済対策の充実

- eラーニングを活用した交通事故被害者生活支援教育と中核的人材の育成 (27年度(新規):5百万円)
- MRIにおける頸椎加齢変化の縦断的研究 (27年度(新規):20百万円)

事故防止対策の充実

- 高齢者交通事故の原因とその施策に係る研究 (27年度(新規):6百万円)
- 運転可否判断支援尺度日本版による運転能力評価 (27年度(新規):5百万円)

効率化した事業

- 交通事故防止用機器の寄贈 (26年度:65百万円→27年度:59百万円)
- 交通事故無料法律相談事業支援 (26年度:877百万円→27年度:866百万円)

JA共済の運用益事業

事故防止対策の充実

- 反射材を活用した交通安全啓発活動の実施 (27年度(新規):6.5百万円)
- 生徒向け自転車交通安全教室の充実 (26年度:157.5百万円→27年度:162百万円)

効率化した事業

- 救急医療機器等購入費補助 (26年度:470百万円→27年度:460百万円)

運用益事業の 合計額(平成27年度)

国	保険会社	JA共済	合計額
約127.0億円 (1億円(0.9%)減)	約19.7億円 (0.3億円(1.5%)減)	15.5億円 (0.06億円(0.4%)減)	約162.2億円 (前年度比 1.5億円(0.9%)減)

①平成26年度における開催概要

概要

- ・平成22年度より、被害者救済対策の課題を検討するため、被害者団体等と意見交換会を開催し、一定の成果が現れてきたところであるが、被害者救済対策については、引き続き検討する課題が残されている状況。
- ・被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討等を行うため、引き続き、被害者団体等と意見交換会を開催。

平成26年度の意見交換会

開催状況

- 【構成員】** (敬称略)
- 有識者 赤塚 光子
(元立教大学教授)
麦倉 泰子
(関東学院大学准教授)
- 被害者団体 桑山 雄次
(全国遷延性家族の会)
東川 悦子
(日本脳外傷友の会)
大塚 由美子
(脳外傷友の会ナナ)
横山 恒
(遷延性家族の会わかば)
徳政 宏一
(頸髄損傷LifeNet)
- 他、NASVA、国土交通省



【開催回数】

年度内に、計4回開催

- 第1回 26年 8月 1日(金)
- 第2回 26年11月 5日(水)
- 第3回 27年 2月 2日(月)
- 第4回 27年 3月 9日(月)

取りまとめ(実施する取り組み)の内容

① 相談支援事業の充実・強化

【検討課題】
被害者団体と連携した相談対応

【実施する取り組み】

- ・国土交通省は、引き続き、被害者団体の概要等をホームページに掲載。
- ・NASVAは、引き続き、被害者団体と連携強化し、個別相談の対応充実や被害者団体と共同した訪問支援を推進。

② 情報提供の充実

【検討課題】
事故直後の対応・支援制度を網羅的に集約した情報の周知

【実施する取り組み】

- ・国土交通省は、各種支援制度、相談機関等が網羅的に集約された情報の提供をパンフレットの配布及びホームページへの掲載を通じて実施。
- ・NASVAは、損害保険会社等と連携した周知を実施。

③ 協力病院・施設における短期入院・入所の利用促進策の実施

【検討課題】
在宅重度後遺障害者に対する短期入院・入所の利用促進策及び短期入所協力施設の整備拡大

【実施する取り組み】

- ・国土交通省は、新たな協力病院・施設の発掘、情報提供内容の充実。
- ・NASVAは、訪問支援等を通じたニーズ把握、コーディネート活動の推進、フォローアップの徹底。

④ 介護者なき後問題に対応した情報提供の実施

【検討課題】
在宅介護する家庭の介護者なき後(いわゆる親なき後)に、重度後遺障害者が安心して入所できる施設等の情報提供

【実施する取り組み】

- ・国土交通省は、入所可能な施設・制度情報を地域毎に調査。
- ・NASVAは、介護者なき後に備えるための情報提供サイトの運営と訪問支援等を活用した情報提供を実施。

⑤ 在宅重度後遺障害者に対する災害時の安否確認

【検討課題】
在宅重度後遺障害者に対する災害時の支援策

【実施する取り組み】

- ・国土交通省は、公的防災対策制度の情報収集。
- ・NASVAは、災害に向けた備え等の周知と災害時の安否確認の実施。

平成27年度の意見交換会

平成26年度の意見交換会の結果を踏まえ、実施する取組の進捗状況の確認や実施による新たな課題についての検討を行うために、引き続き、意見交換会を開催予定

②被害者救済対策の主な取組

情報提供の充実

平成26年度において、事故直後の対応・支援制度を網羅的に集約したパンフレットを改訂し、警察や民間被害者支援団体等の関係者による支援内容等を追加(計205,000部を配布)。また、パンフレットと同様の情報が閲覧できるよう国交省HPを改修。

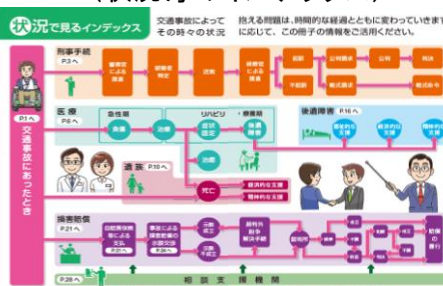
<パンフレットの主な配布先>

損保会社、MSW協会、相談支援専門員協会、交通事故相談所(自治体)、警察署、地方検察庁、JAF、各相談機関

(表紙)



(状況毎のインデックス)



(自賠責保険ポータルサイト)



介護者なき後問題に対応した情報提供の実施

在宅介護家庭の介護者なき後に、重度後遺障害者が安心して入所できる施設等の情報を集約し、HPに掲載。

<掲載情報例>

地域情報(受入れ施設・ショートステイ等)、財産管理方法

自動車事故(による)重度後遺障害者・家族が「介護者なき後、親なき後」に備えるための情報



(介護者なき後に備えるための情報提供サイト)

「介護者なき後」の生活に備えるために必要なことの例

- 施設等、生活の場の確保
- 生活費の確保
- 介護者なき後の生活に向けての準備
- 自身の葬儀や手続の代行をしてくれる人の確保
- 契約などを行う後見人となる人の確保
- 介護-看護サービスの確保
- 財産を管理してくれる人の確保

協力病院・施設における短期入院・入所の利用促進策の実施

平成25年度より国交省が開始した短期入所協力施設について、平成26年度は東北・中部・中国地方で新たに20施設を指定。

また、NASVA療護センターによる協力病院・施設の看護師向けの研修を実施するとともに、NASVA職員による協力病院・施設と在宅介護家庭をつなぐコーディネート活動を実施。

<病院・施設の指定状況>

- 短期入院協力病院: 144箇所
- 短期入所協力施設: 28箇所
- ※平成26年度末現在

<研修実績>

- 計25回 (90病院、4施設、143人が受講)
- ※平成21~26年度累計

<協力病院・施設の利用状況>

- 平成22年度 延べ166人
- 平成25年度 延べ366人

(国交省HPでの情報提供)

短期入所(ショートステイ)協力事業(平成26年3月末日現在)

都道府県	所在地(市区町村)	施設名	対象者の状況	詳細
千葉県	千葉市美区	千葉市美区 千葉市美区 千葉市美区	認知症(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、身体障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、知的障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)	このページのPDFファイルをご覧下さい。(PDF/92KB)
	松戸市	松戸市 松戸市 松戸市	認知症(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、身体障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、知的障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)	このページのPDFファイルをご覧下さい。(PDF/44KB)
東京都	新橋区	新橋区 新橋区 新橋区	認知症(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、身体障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、知的障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)	このページのPDFファイルをご覧下さい。(PDF/83KB)
	川崎市麻生区	川崎市麻生区 川崎市麻生区 川崎市麻生区	認知症(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、身体障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)、知的障害(特1種:1箇所、特2種:1箇所)	このページのPDFファイルをご覧下さい。(PDF/74KB)

①無保険車対策の主な取組

- 警察と協力した街頭取締活動、駅前駐輪場等における監視活動、保険契約の加入状況データによる付保状況の確認、自賠責制度の広報・啓発活動の実施等の取組により無保険車ゼロを目指す。

無保険車ゼロを目指し、無保険車対策を実施

無保険車に対する取締活動

街頭取締活動(対象:全車両)

- 地方運輸支局の職員等が、警察との協力の下、幹線道路等において走行中の車両の運転者に対し、自賠責保険証書の提示を求め、無保険車等であった場合には警告書の手交等を行う。



幹線道路における街頭取締

監視活動(対象:原付及び軽二輪車)

- 国土交通省職員及び委嘱指導員が、駅前駐輪場等において、自賠責保険標章(ステッカー)を確認し、無保険車の疑いのある車両に通知書をつけ注意喚起を行う。



駅前広場における監視活動

自賠責保険等の周知及び注意喚起

保険加入状況管理業務(対象:原付及び軽二輪車)

- 自賠責保険加入データに基づき、自賠責保険契約の更新が確認できない車両の所有者等に対して、「警告はがき」を送付し、加入状況の確認等を行う。



警告はがき

自賠責制度の広報・啓発

- 関係省庁及び保険会社等と協力し、自賠責制度の重要性及び必要性について、ポスター・リーフレット等により周知を図る。例年9月はキャンペーン期間とし、様々なPR活動を集中的に実施。

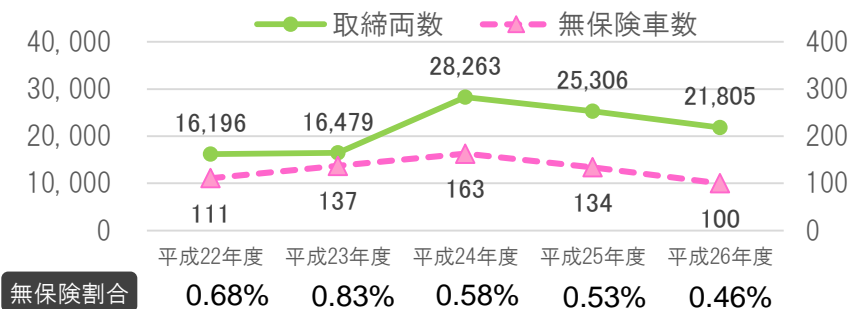


H26年度ポスター

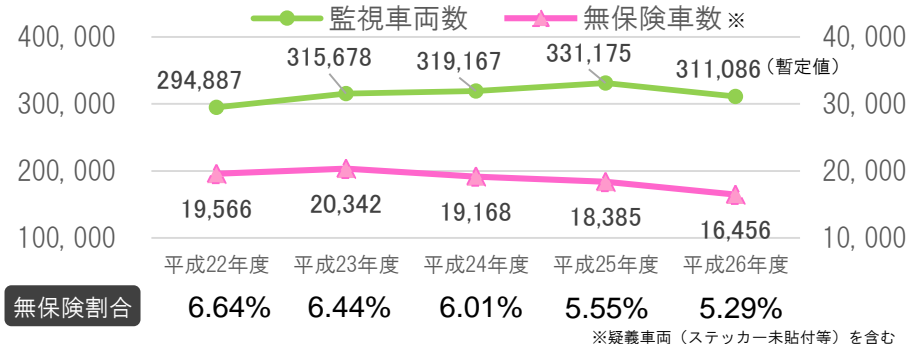
②無保険車対策の現状

- 無保険車は、街頭取締活動及び監視活動の実施により、近年減少傾向にあるものの、依然として多く存在している。
- 今後も引き続き、無保険車対策の充実を図り、無保険車ゼロを目指していく。

街頭取締活動（四輪等・軽二輪・原付）



監視活動（軽二輪・原付）



平成26年度の主な取り組み

○ 街頭取締活動等の実施

- ・街頭取締活動及び監視活動の実施
→ 街頭取締回数 377回(441回)、監視活動回数 3,787回(3,755回)
- ・無車検車・無保険車通報窓口への通報 → 通報件数223件(40件)
- ・大学との連携 → 東京大学、日本大学、神奈川大学
- ・ナンバー読取装置(カメラ)によるデータ収集【新規】
→ 東京、名古屋、大阪にて 計185,057台を捕捉。

○ はがき発送等による注意喚起

- ・警告はがきの発送 → はがき発送枚数 58,746枚(56,955枚)
- ・街頭取締及び監視活動のフォローアップ
→ 街頭取締: 警告書発行枚数 98枚(129枚)
監視活動: 警告書発送枚数 837枚(875枚)

※()内は平成25年度実績
※監視活動回数は暫定値

平成27年度の主な取り組み

○ ナンバー読取装置を活用した無車検車・無保険車対策

- ・ナンバー読取装置(カメラ)等による無車検車・無保険車の把握
- (1) ナンバー読取装置により収集したナンバーと自動車情報システム等と突合し無車検車・無保険車の疑いのある車両を抽出する。
- (2) 無車検車・無保険車の疑いのある車両の所有者等に対して、注意喚起のはがきを送付することにより、無車検・無保険状態の是正を図る。

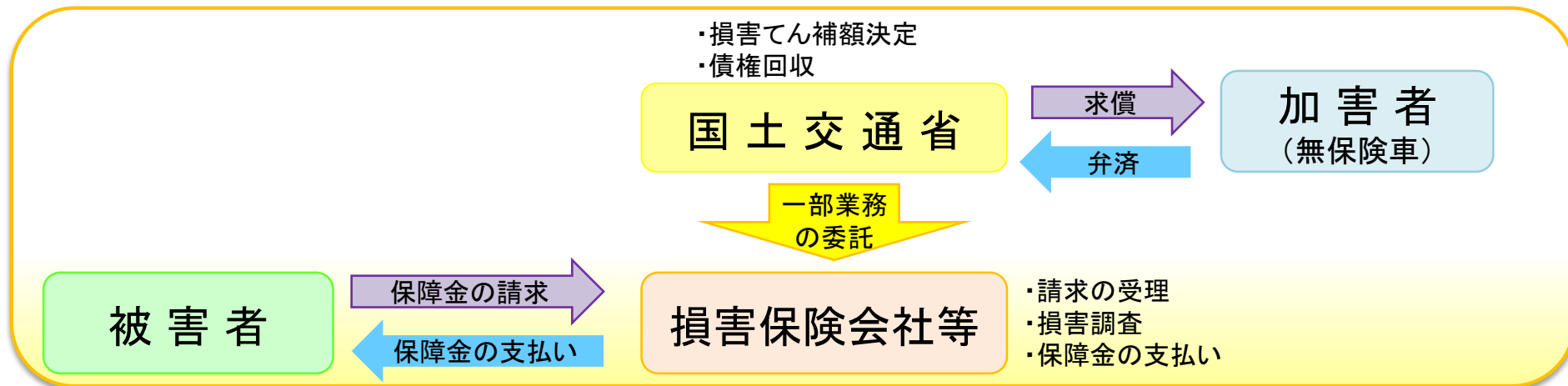


4. 政府保障事業の実施状況について

加害者が自賠責保険に加入していない(無保険車両)場合や、ひき逃げで加害者が不明である場合には、自賠責保険への請求ができないことから、被害者に対し、国が自賠責保険と同等の損害のてん補を行い被害者の救済を行うもの

※ 健康保険、労災保険等、他の手段によって救済される場合は、その分のてん補は行われない。

政府保障事業の流れ



政府保障事業の取扱件数・支払実績

	区分	受理件数 (件)	支払件数 (件)	支払保障金額 (百万円)
平成26年度 (速報値)	ひき逃げ	1,209	973	740
	無保険	320	233	723
	合計	1,529	1,206	1,463

政府保障事業の処理迅速化及び審査の精密化

政府保障事業では、迅速な被害者救済を実現するとともに適正な被害者救済を実施する観点から、処理の迅速化と審査の精密化を進める

- 事務処理の迅速化
 - ・加害者への事実確認の方法の変更
 - ・後遺障害審査会の開催回数の増加 等
- 審査の精密化(必要に応じて追加調査を実施)
 - ・事故による受傷状況の詳細確認
 - ・医療照会等による適正な治療の有無 等

<事務処理の平均処理期間>

5. 0月(平成20年度) → 4. 4月(平成26年度)

5. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況 (平成27年度末現在)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

保険勘定(自動車事故対策勘定)

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	7,800億円		7,800億円		当初
7年度	2,910億円		10,710億円		当初
8年度		1,544億円	9,166億円		補正
9年度		808億円	8,358億円		補正
12年度		2,000億円	6,358億円		当初
13年度		2,000億円	4,358億円		当初
15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
27年度末累計	10,710億円	6,860億円	4,358億円	1,184億円	

- 自動車安全特別会計から平成6年度及び平成7年度に一般会計に繰り入れた繰入金のうち、約6,000億円が未だに繰り戻されていない。
- 自動車安全特別会計への繰戻しの期限は、大臣間の合意により決められてきたところ。
- 平成23年度までに繰り戻すとの大臣間合意であったが、平成23年度予算案では繰り戻されなかったため、平成22年12月22日、期限を平成30年度までとする大臣間の合意を新たに交わした。

保障勘定

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	300億円		300億円		当初
7年度	190億円		490億円		当初
15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
27年度末累計	490億円	61億円	490億円	40億円	

合計

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
27年度末累計	11,200億円	6,921億円	4,848億円	1,224億円	

6,072億円

繰戻し期限

平成9年度から
平成12年度まで

平成6年2月10日 合意

{ 藤井裕久 大蔵大臣
伊藤 茂 運輸大臣

平成13年度から
平成16年度まで

平成11年12月17日 合意

{ 宮沢喜一 大蔵大臣
二階俊博 運輸大臣

平成17年度から
平成23年度まで

平成15年12月17日 合意

{ 谷垣禎一 財務大臣
石原伸晃 国土交通大臣

平成24年度から
平成30年度までの間

平成22年12月22日 合意

{ 野田佳彦 財務大臣
馬淵澄夫 国土交通大臣

平成27年度予算においても繰戻しがなされるよう協議したが、厳しい財政状況等を踏まえ見送られた。今後も着実な繰戻しを求めていく。8

経緯

- 平成21年10月 第160回法制審議会において法務大臣から諮問。法制審議会民法（債権関係）部会で調査審議を開始（同年11月～）。
 <諮問第88号>
 「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の**社会・経済の変化への対応**を図り、**国民一般に分かりやすいものとする**等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」
- 平成27年 2月 第99回民法（債権関係）部会において、民法（債権関係）改正に関する要綱案が決定され、第174回法制審議会において審議・採決し、法務大臣へ要綱を答申。
- 平成27年 3月 「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定。<施行日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日>

自賠責制度への影響について

消滅時効の起算点の明示に係る整備等

民法の規定に倣い、自賠法における消滅時効の起算点等を明記

<主な整備>

	自賠責保険	政府保障事業
対象	被保険者から保険会社への保険金請求権	被害者から政府保障事業への保障請求権
現行	【保険法】 3年間おこなわないとき	【自賠法】 3年を経過したとき
改正案	これらを行行使することができる時から3年間行使しないとき	被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知った時から3年を経過したとき

従前の取扱を明文化するものであり、民法改正の影響は生じない。

法定利率の変更

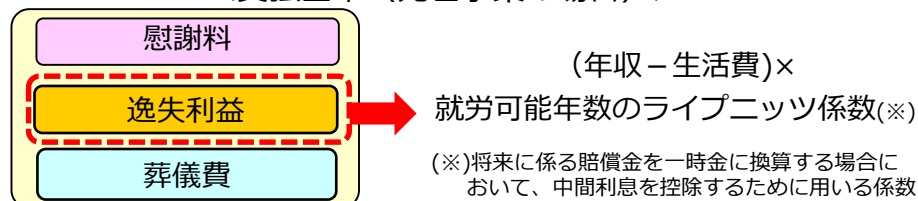
【民法】

法定利率の引き下げ（5%→3%）、3年毎の変動制への変更

【自賠責制度】

- ・死亡・後遺障害事案においては、保険金のうち逸失利益の算出の際、法定利率を用いた中間利息控除を行っている。
- ・今般の法定利率の引き下げにより、控除される金額が減少することから、支払保険金額の増加等の影響が想定される。

<支払基準（死亡事案の場合）>



支払保険金額等への影響について、今後検証を行う必要。

7. 事業用自動車の安全対策について

① 事業用自動車総合安全プラン2009と現状について

内閣府特命担当大臣談話（H22.1）

■ 平成30年を目途に、**交通事故死者数を半減**させ、これを**2,500人以下**とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。

事業用自動車総合安全プラン2009

平成30年までの10年間で、

- **死者数半減** (目標:H30年250人)
- **事故件数半減** (目標:H30年3万件)
- **飲酒運転ゼロ**
- **危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無** (新規追加)

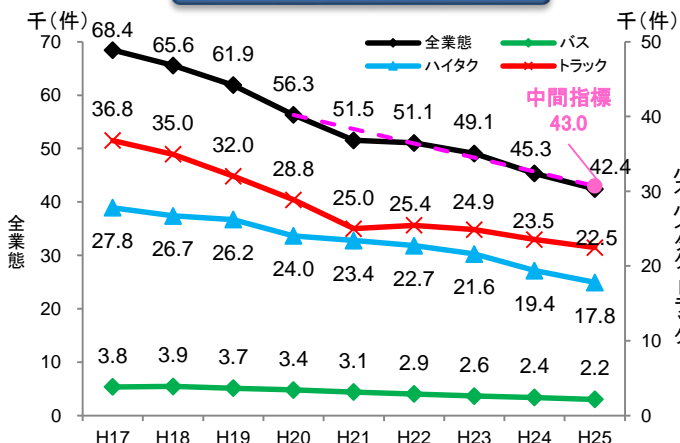
事業用自動車の交通事故等発生状況

〈平成20年〉 〈平成25年〉 (中間指標)

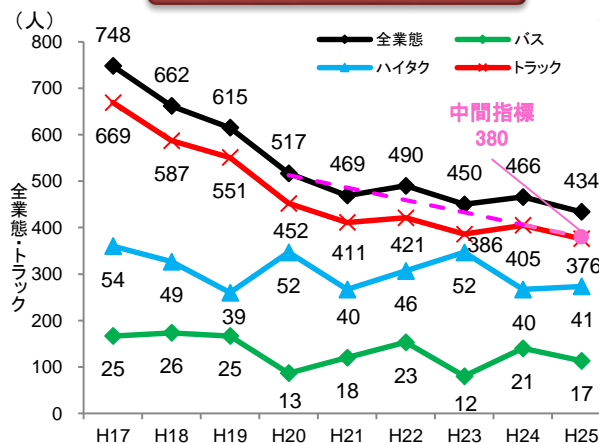
事故件数 56,305件 → **42,425件** (43,000件)
 死亡者数 517人 → **434人** (380人)
 飲酒運転 287件 → **126件** (ゼロ)

	事故件数	死亡者数	特徴
バス	2,164件	17人	車内事故が最も多く、過半数以上が高齢者。
ハイタク	17,799件	41人	出会い頭が最も多い。また、空車時の事故が全体の約3/4。死亡事故では、路上寝込み者等の轢過が他業態と比較し多い。
トラック	22,462件	376人	追突事故が最も多く、全体の約半数を占める。死亡事故では、歩行者等の横断中に発生した事故や追突事故によるものが多く、追突事故については夜間の発生が過半数以上。

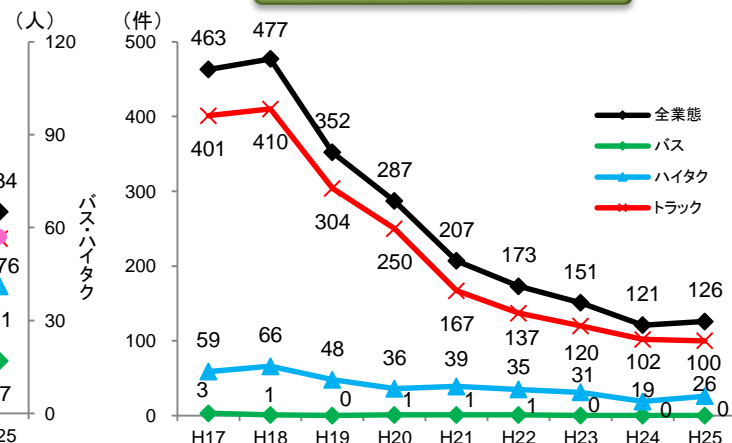
事故件数



死亡者数



飲酒運転



※(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計(平成25年度版)」、警察庁「交通統計」により作成 (バスの飲酒運転については、国土交通省にて把握している事案のみ)

※「事故件数」とは事業用自動車による人身事故件数、「死亡者数」とは事業用自動車による交通事故死亡者数、「飲酒運転」とは事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取回し件数を指す

業界毎のきめ細やかな対策の実施

◆ 業界毎の事故発生状況を踏まえた対策の実施

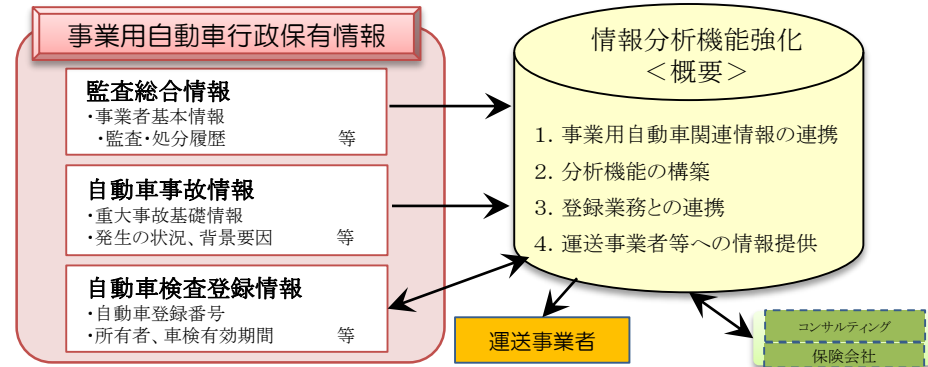
各モードの多発傾向にある**特徴的な事故にターゲットを絞り**、運転者・運行管理者など運行の**現場関係者とも一丸**となった事故抑止の取り組みを実施し、**1～2年の成果を評価**する。

- **バス** : 発進時の**車内事故**防止対策の推進 等
- **ハイタク** : 交差点での**出会い頭事故**防止対策の推進 等
- **トラック** : **1万台あたりの死亡事故**件数を**2.0**以下に 等

各種情報を活用した事故防止対策

◆ 各種情報を活用した事故防止対策

個別に管理されてきた事業用自動車に関する**行政保有情報を横断的・多角的に分析し**、**事故の未然防止のための指導や監査機能の強化**に寄与する。



更なるIT・新技術の活用

◆ 先進安全自動車（ASV）技術の普及・開発等の促進

衝突被害軽減ブレーキを始めとするASV技術について、**一層の普及加速**を図るとともに、**ドライバー異常対応システム等の新技術の開発・実用化**についても促進を図る。

◆ 次世代運行管理・支援システムの確立

運行記録計の低コスト化を推進しつつ、生体センサーやクラウド等を活用し、**健康管理・過労運転防止**を含めた安全運転の指導に有効な**運行管理・支援システムの確立**に向けた検討を行う。

危険ドラッグ等薬物対策

◆ 目標に新たに「危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無」を追加

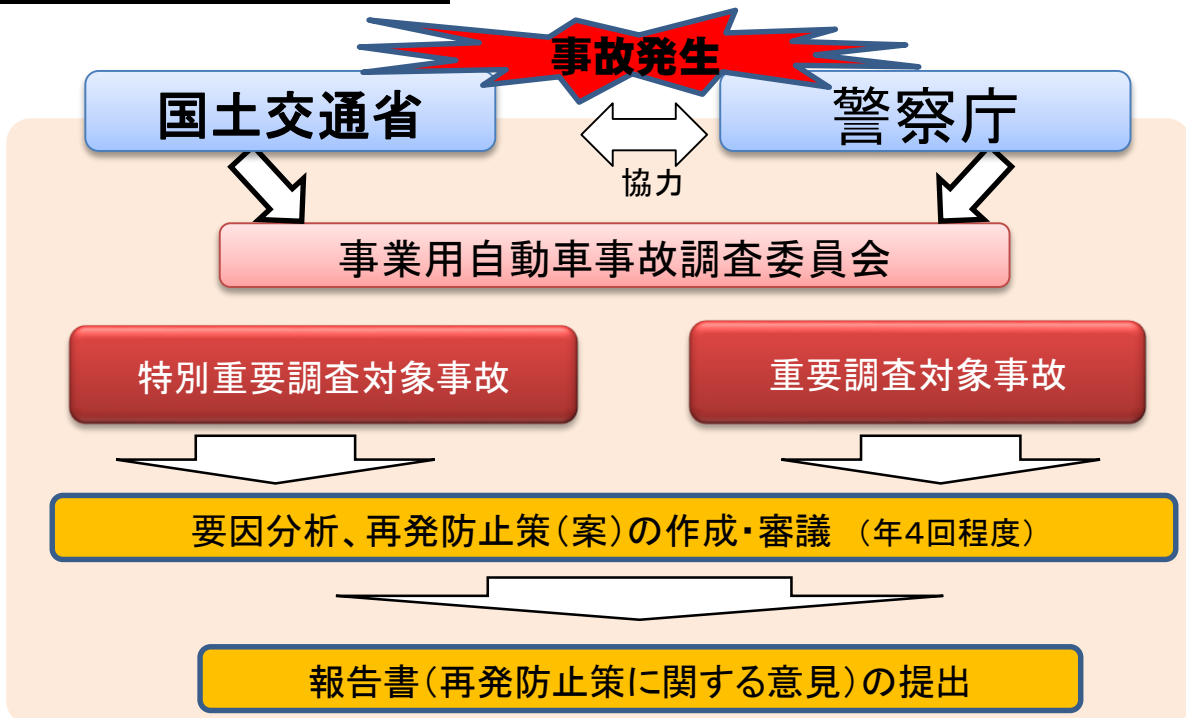
事業用自動車の運転者による覚せい剤や危険ドラッグを使用した疑いのある事案など、公共交通の信頼そのものが崩れかねない事案が発生している。

公共交通の信頼を確保し、**薬物使用の禁止徹底**を図るため、プラン2009の**目標に新たに、『危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無』**を追加する。

経緯

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的
 問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性がありより
 質の高い再発防止策の提言を得ることが求められているところ。
- 「交通事故総合分析センター」を事務局として、各分野の専門家から構成される「事業
 用自動車事故調査委員会」を設置し、第1回会合を平成26年6月26日に、第2回会合
 を11月21日、第3回会合を平成27年1月22日、第4回会合を3月9日に開催した。

事故調査の流れ



事業用自動車事故調査委員会委員名簿

酒井 一博	公益財団法人 労働科学研究所 所長
安部 誠治	関西大学社会安全学部 教授
今井 猛嘉	法政大学法科大学院 教授、弁護士
小田切 優子	東京医科大学 講師
春日 伸予	芝浦工業大学工学部共通学群 教授
久保田 尚	埼玉大学工学部建設工学科 教授
水野 幸治	名古屋大学大学院工学研究科 教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長 運輸安全委員会委員(非常勤)

- 自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、先進安全自動車(ASV)や過労運転防止のための先進的な取り組み、また、デジタコ・ドラレコ等の運行管理の高度化に資する機器等の導入に対する補助を実施。

1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、横滑り防止装置等のASV装置の導入に対し支援



補助率

1 / 2

※上限あり

<平成26年度交付実績>
・ 2, 234件

2. 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

疲労状態を測定する機器やヘルスケア機器、遠隔地でのリアルタイムの運行管理を行う機器等の導入に対し支援



補助率

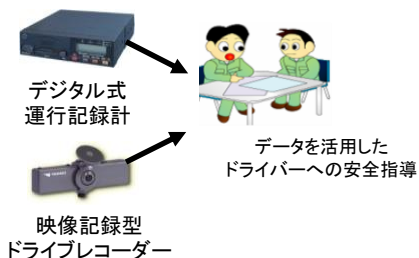
1 / 2

※上限あり

<平成26年度交付実績>
・ 761件

3. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援

デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援



補助率

1 / 3

※上限あり

<平成26年度交付実績>
・ 883件

4. 社内安全教育の実施に対する支援

外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援



補助率

1 / 3

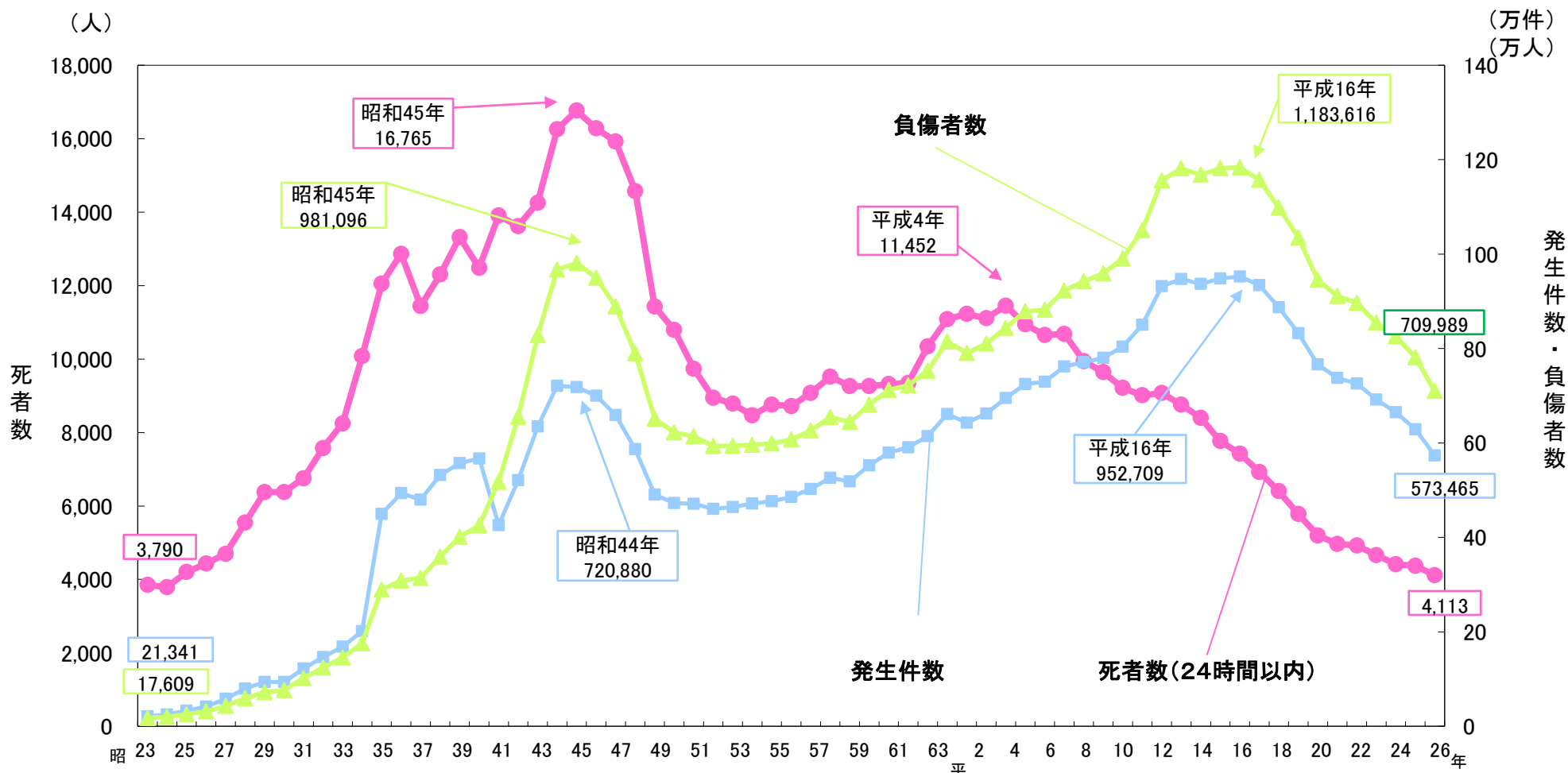
※上限あり

<平成26年度交付実績>
・ 26件

【参考】①交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移（昭和25年～平成26年）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年中の交通事故による死者数は、4,113人と14年連続で減少し、ピーク時（昭和45年=16,765人）の3割以下となった。また、平成16年に過去最悪を記録した交通事故発生件数及び負傷者数も10年連続で減少した。



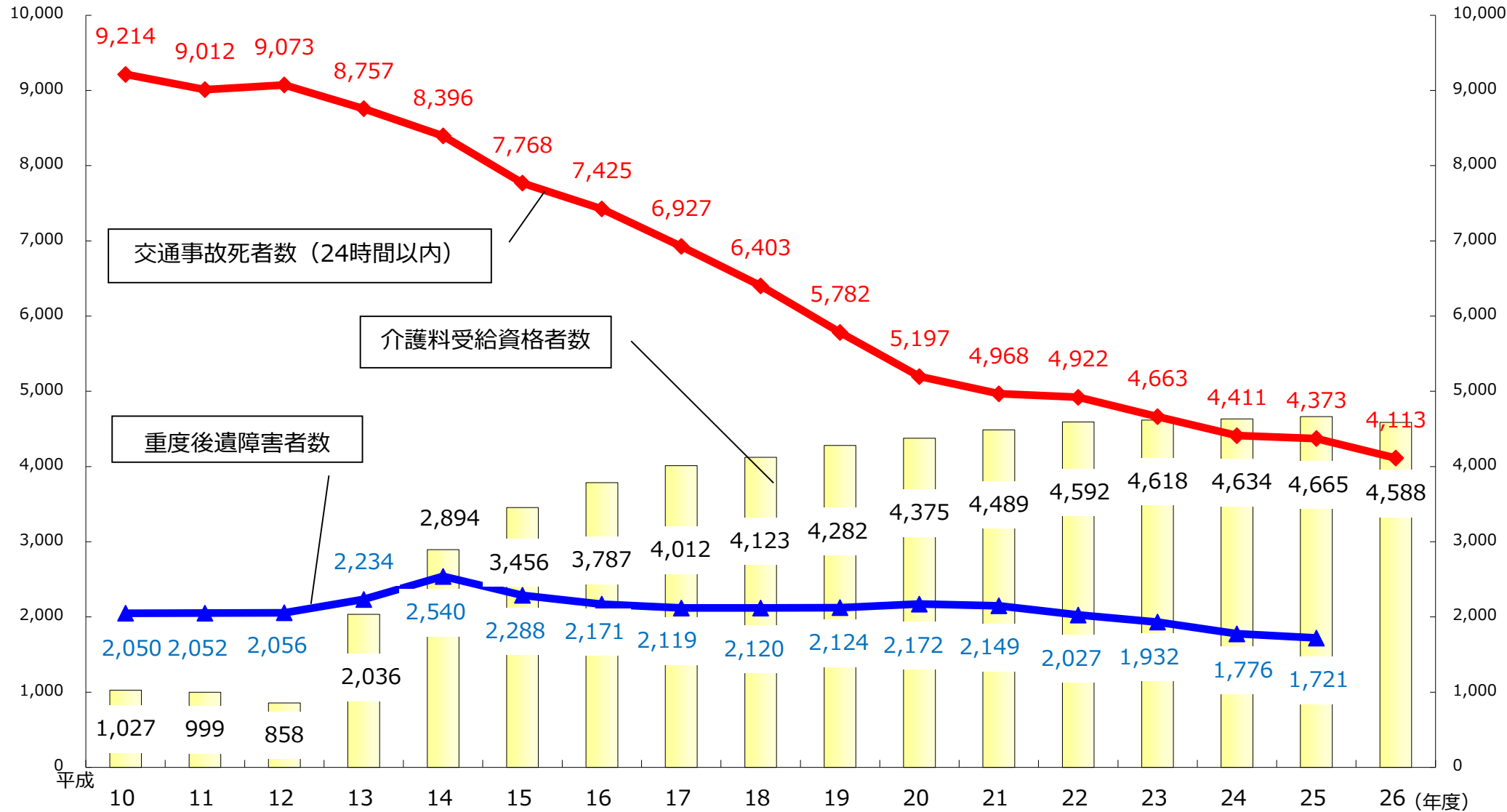
※1. 昭和34年までは、軽微な被害事故(8日未満の負傷、2万円以下の物的損害)は含まない。
 ※2. 昭和40年までの件数は、物損事故を含む。
 ※3. 昭和46年までは、沖縄県を含まない。

出所:警察庁「交通事故統計」

【参考】②交通事故死者数、重度後遺障害者数及び介護料受給資格者数の推移

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(人)



※24時間死者数は暦年

※介護料受給資格者数は独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給資格認定を受けている人数（年度末時点）

※重度後遺障害者数は、後遺障害等級表（自動車損害賠償保障法施行令別表第一、別表第二）の別表第一に該当する介護を要する後遺障害及び別表第二の1～3級に該当する後遺障害等級の認定を受けた自賠責保険の支払い件数